

障害者活躍推進計画

機関名	邑智郡公立病院組合 公立邑智病院
任命権者	邑智郡公立病院組合管理者（邑南町長）
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
邑智郡公立病院組合における障害者雇用に関する課題	<p>公立邑智病院では、令和6年12月1日時点では法定雇用率を達成している。障害者雇用を進める上では、障害者一人ひとりの障害の特性や個性に応じた配置、業務内容を検討する必要がある、それは固定できるものではなく、実情に合わせ適宜調整する必要がある。</p> <p>また、恒常的に法定雇用率を維持していくためには、各種取り組みを継続して進める必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （令和7年4月1日時点で2.8%） （参考）令和6年12月1日時点の実雇用率 2.87% （評価方法）毎年の任免状況通報による把握</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報による把握</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務管理課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口として総務管理課総務係を設定する。障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○外部の関係機関（大田障がい者就業・生活支援センタージョブ亀の子、浜田公共職業安定所川本出張所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○各部署の所属長との面談を行い、障害者の活躍の場が提供できる職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障害者に対して定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>